二　当該業務の実績が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について国立美術館が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　中期目標に定めた項目ごとの評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　［略］

２　［略］

（財務諸表）

第十条　国立美術館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。

（事業報告書の作成）

第十条の二　［略］

２　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国立美術館の目的及び業務内容

［号細を削る。］

二　国の政策における国立美術館の位置付け及び役割

三　中期目標の概要

［号細を削る。］

［号細を削る。］

［号細を削る。］

［号細を削る。］

四　理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略

［号細を削る。］

［号細を削る。］

［五］　中期計画及び年度計画の概要

［六］　持続的に適正なサービスを提供するための源泉

七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策

八　業績の適正な評価に資する情報

九　業務の成果及び当該業務に要した資源

十　予算及び決算の概要

十一　財務諸表の要約

十二　財政状態及び運営状況の理事長による説明

十三　内部統制の運用状況

十四　国立美術館に関する基礎的な情報

二　当該項目が通則法第二十九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合には、前号に掲げる業務の実績について国立美術館が評価を行った結果。なお、当該評価を行った結果は、次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものでなければならない。

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ・ハ　［略］

２　［略］

（財務諸表）

第十条　国立美術館に係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（事業報告書の作成）

第十条の二　［略］

２　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　国立美術館に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の国立美術館の概要

［ロ］　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

［ハ］　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

［ニ］　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに国立美術館への出向者の数

二　財務諸表の要約

三　財務情報

［イ］　財務諸表に記載された事項の概要

［ロ］　重要な施設等の整備等の状況

［ハ］　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

四　事業に関する説明

［イ］　財源の内訳

［ロ］　財務情報及び業務の実績に基づく説明

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］